

【韓国】児童手当法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2018 年 3 月 27 日、6 歳未満の児童 1 人当たり 10 万ウォンの児童手当を支給することを定めた児童手当法が公布された。児童手当の受給に際しては、一定の所得制限が設けられた。

1 背景と経緯

1970 年代前半の韓国の合計特殊出生率（以下「出生率」）は 4 を超えていた。しかし、その後の経済成長に伴い急激に低下、2002 年には 1.17 を記録し、韓国社会に大きな衝撃を与えた¹。これを契機として、韓国社会において少子化対策の必要性が強く認識されるようになり、その一環として、児童手当の導入に向けた議論も活発化した。

2003 年以降、国会では、児童手当の導入のための法案が議員立法により相次いで提出された。また、2005 年 5 月 18 日、少子高齢化対策の基本法となる「低出産・高齢社会基本法」²が公布され、政府に対し、5 年ごとに中長期的な政策目標を盛り込んだ「低出産・高齢社会基本計画」の策定が義務付けられたことも、児童手当の導入に向けた議論を後押しした。

しかし、児童手当の導入には大規模な財源を確保する必要があることや、少子化対策としての効果が明確でないことを理由に、第 19 代国会（2012 年 5 月～2016 年 5 月）までに提出された関連法案は、いずれも成立に至らなかった。また、過去に 3 回（2006 年、2010 年、2015 年）策定された低出産・高齢社会基本計画でも、児童手当の導入は見送られた³。

今回の児童手当法の制定の直接の契機となったのは、2017 年 5 月 10 日の文在寅（ムン・ジェイン）政権の発足である。同政権は同年 7 月 19 日に公表した「文在寅政府国政運営 5 か年計画」（本誌 273-2 号（2017 年 11 月）pp.14-15）の中で、0 歳から 5 歳までの児童に対し 1 人当たり月 10 万ウォン⁴の児童手当を支給する方針を示し、同年 9 月 28 日、「児童手当法案」を政府提出法案として国会に提出した⁵。

政府提出法案では、6 歳未満の全ての児童が支給対象となっていたが、国会審議の過程で一定の所得制限を設ける内容に変更された。政府提出法案は、議員立法により提出されていた他の複数の児童手当関連法案との一本化を経て、2018 年 2 月 28 日、国会本会議において可決され、同年 3 月 27 日に公布された⁶。児童手当法⁷は同年 9 月 1 日に施行される。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は 2018 年 7 月 13 日である。

¹ 白井京「短信：韓国 低出産・高齢社会基本法の制定」『外国の立法』No.225, 2005.8, pp.201-204. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000392_po_022516.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> 出生率はその後、2005 年の 1.08 で一旦底打ちし、2012 年には 1.30 まで回復したが、その後再び低下し、2017 年には 1.05（暫定値）を記録した。

² 「저출산·고령사회기본법(법률 제 12449 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=152037&ancYd=20140318&ancNo=12449&efYd=20140318&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

³ 고재이『저출산·고령사회 대응을 위한 아동수당제도 도입에 관한 연구』한국보건사회연구원, 2017.12, p.12. <<https://www.kihasa.re.kr/common/filedown.do?seq=39832>>

⁴ 1 ウォンは約 0.1 円（平成 30 年 7 月分報告省令レート）。

⁵ 「[2009740]아동수당법안(정부)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_M1M7K0T9D2F8Z1N8L3B7E0F5R6U2N6>

⁶ 「[2012257]아동수당법안(대안)」(보건복지위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N1H8F0E2L2X2N1T1K1K2I5L3V6D6H7>

⁷ 「아동수당법(법률 제 15539 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=202902&ancYd=20180327&ancNo=15539&efYd=20180901&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

2 児童手当法の概要

児童手当法は、第1章：総則（第1条～第3条）、第2章：児童手当の申請及び支給等（第4条～第10条）、第3章：受給児童の事後管理（第11条～第17条）、第4章：児童手当受給権者の権利保護（第18条～第19条）、第5章：補則（第20条～第23条）、第6章：罰則（第24条～第26条）及び附則から成る。主な内容は、以下のとおりである。

（1）児童手当の財源及び支給対象等

国及び地方公共団体は、児童手当に必要な財源を確保しなければならない（第3条）。児童手当は、6歳未満の児童に毎月10万ウォンを、経済的水準を考慮して支給する（第4条）。保健福祉部（部は日本の省に相当）長官は、6歳未満の児童がいる世帯全体の9割程度が受給対象となるよう選定基準を定める⁸。選定基準等の詳細は、大統領令で定める。

（2）児童手当の支給申請、調査・質問及び支給決定等

保護者又はその代理人は、地方公共団体の長に児童手当の支給を申請することができ、申請時に保護者及び世帯員の金融情報等の提供に係る同意書面を提出しなければならない（第6条）。

地方公共団体の長は、調査・質問（保護者に対する必要書類等の提出要求、保護者の居宅等への訪問、関係者への質問、関係機関への資料提出要請等）（第7条）を経て児童手当受給権の発生、変更及び喪失に関する事項を確認し、支給の可否等を決定する（第9条）。

（3）児童手当の支給の時期、方法及び保護者の変更

地方公共団体の長は、支給を決定した児童に対し、支給申請日が属する月から6歳の誕生日が到来する月の前月まで、毎月定期的に受給児童又はその保護者に児童手当を支給する。児童手当は現金で支給するが、大統領令で定めるところにより、当該地方公共団体の条例で定める他の方法（当該地方公共団体が発行する商品券）によっても支給することができる（第10条）。

また、保護者が児童虐待の罪を犯した場合や、矯正施設に収容されている場合等、受給児童の保護のために必要なときは、地方公共団体の長は、直接又は当該保護者若しくはその代理人の申請により、他の保護者に児童手当を支給し、又は管理させることができる（第12条）。

（4）児童手当の支給停止及び受給権喪失

地方公共団体の長は、①受給児童の国外在留（継続して90日以上）、②受給児童の失踪等、③その他大統領令で定める事由が発生したときは、児童手当の支給を一時停止する（第13条）。

また、受給児童は、①死亡したとき、②国籍を喪失したとき、③その他大統領令で定める喪失事由（難民認定の取消し・撤回）が発生したときは、児童手当受給権を喪失する（第14条）。

なお、児童手当法には、受給に際しての国籍要件は明示されていないが、保健福祉部は、大韓民国国籍を有する児童及び難民認定された児童が受給対象であるとしている⁹。

（5）児童手当受給権の保護及び不正受給に対する罰則

児童手当は、譲渡し、又は担保として提供することができず、差押対象とすることができない。また、児童手当として支給された金品は、差し押さえることができない（第18条）。

虚偽その他不正な方法により児童手当を受給した者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する（第24条）。

⁸ 報道によると、法施行時の児童手当支給対象世帯数は、約189万世帯（所得制限がない場合の約95%）と推定されている。また、受給世帯と非受給世帯の所得逆転現象を抑制するため、一部世帯（受給世帯全体の約0.06%）は、受給児童1人当たりの支給額が毎月5万ウォンに減額される。

⁹ 보건복지부 「아동수당 Q&A」 신청 대상·신청 방법...지급액은?」 2018.6.18. 정책브리핑 웹사이트 <http://www.korea.kr/policy/societyView.do?newsId=148851616&call_from=naver_news>